

雇児総発 0915 第 1 号
社援基発 0915 第 1 号
障 障 発 0915 第 1 号
老 高 発 0915 第 1 号
平成 28 年 9 月 15 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことから、本年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号・社援発 0726 第 1 号・障障発 0726 第 1 号・老高発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」により、あらためて社会福祉施設等における高齢者や障害者、児童といった入所者や利用者等（以下「利用者」という。）の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところです。

この点、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保（以下「防犯に係る安全確保」という。）がなされた社

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡方よろしくお願いいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申し添えます。

なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼しております。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

記

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。
2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配慮すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圏等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

(別添)

社会福祉施設等における点検項目

1 日常の対応

(1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
 - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）
 - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）
例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交

換する。

- ③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。

敷地や建物への出入口を限定する。

- ④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）

例：夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

(6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示してい

るか。

- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。
 - ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
 - ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて) 利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
 - ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。
また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。
 - ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的なおそれがあると判断し

た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。

- ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・ 不審者に対し利用者から離れた場所へ移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたづらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記（１）の体制を確保する。

雇児発0930第1号
 社援発0930第11号
 障 発0930第1号
 老 発0930第12号
 平成28年9月30日

都道府県知事
 各 指定都市市長 殿
 中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
 （公印省略）
 厚生労働省社会・援護局長
 （公印省略）
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
 （公印省略）
 厚生労働省老健局長
 （公印省略）

吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びに
 アスベスト含有保温材等に関する注意喚起について（依頼）

社会福祉施設等におけるアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」（平成20年9月11日付雇児発第0911001号・社援発第0911001号・障発第0911001号・老発第0911001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援護局障害保健福祉部長、同老健局長連名通知。以下「平成20年通知」という。）などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところですが、今般、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告（以下「勧告」という。）が行われました。

つきましては、勧告を踏まえ、下記のとおり依頼いたしますので、貴管内の社会福祉施設等の管理者等に周知するとともに、適切な対応について指導方お願いいたします。

記

1. 吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握、除去等の推進について

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、入所者等の安全対策に万全を期すために、平成17年8月より「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査」及びその後のフォローアップ調査を実施してきたところであり、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成27年6月5日付雇児発0605第1号・社援発0605第1号・障発0605第1号・老発0605第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援護局障害保健福祉部長、同老健局長連名通知）において、未だ分析を実施していない社会福祉施設等については、各自治体において分析調査の実施時期を把握するとともに、適切な措置を講じるよう指導の徹底を行い、アスベスト対策に万全を期すようお願いしたところです。

今般、社会福祉施設等におけるアスベストの使用実態について、石綿障害予防規則の改正や総務省行政評価局からの勧告を踏まえ、「調査対象建築物等」を平成18年9月1日以後に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他の工作物とするとともに、「調査対象建材」を吹付けアスベスト（石綿）等に加え、アスベスト（石綿）含有保温材等に拡大するなど、これまでの調査内容を見直した上で、改めて調査を実施することといたしました。

貴職におかれましては、社会福祉施設等におけるアスベストの使用実態を的確に把握するため、アスベスト使用実態調査を適切に実施していただくよう改めてお願いいたします。また、アスベスト使用実態調査に係る関係資料（厚生労働省に対する報告文書、各社会福祉施設等への照会文書、社会福祉施設等からの回答文書等）は適切に保存するとともに、石綿障害予防規則の改正内容も踏まえ、分析調査及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了の場合には、管内の社会福祉施設等の管理者等に対して適切な対応が講じられるよう、改めて指導を徹底していただきますようお願いいたします。

また、現時点において吹付けアスベスト等が安定し、飛散のおそれのない場合であっても、損傷や劣化、破損が生じた際には、アスベストの繊維が飛散するおそれがあるため、吹付けアスベスト等のばく露のおそれがある場所を有する社会福祉施設等に対しては、平成20年通知の記載のとおり、関係法令等に基づき適切な措置を講じるよう、重ねて指導方お願いいたします。

2. アスベスト含有保温材等に関する注意喚起について

アスベストを取り巻く最近の状況については、国土交通省が実施した平成23年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」の報告を踏まえ、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成24年9月13日付基安化発0913第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）が発出されるとともに、平成25年度に開催された「建築物の解体等における

石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議」における検討の結果を踏まえた石綿障害予防規則の一部改正（平成 26 年厚生労働省令第 50 号）により、吹付けアスベストに加え、建築物等に張り付けられたアスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（以下「アスベスト含有保温材等」という。）についても、損傷、劣化等により、アスベストがばく露するおそれがあるときは、事業者は、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならぬとされたところです（平成 26 年 6 月施行）。

貴職におかれましては、管内の社会福祉施設等の管理者等に対し、アスベスト含有煙突用断熱材の適切な取扱いや石綿障害予防規則の遵守の徹底について注意喚起を行う等の周知をお願いいたします。

今後とも、アスベスト含有保温材等の損傷、劣化等によるアスベスト等のばく露のおそれがある場所はもとより、アスベスト含有保温材等が安定して飛散のおそれのない場所であっても、破損の際にはアスベストの繊維が飛散するおそれがあるため、引き続きアスベストの除去、封じ込め、囲い込み等、法令等に基づき適切な措置を講じるよう指導するなど、労働関係部局、建築関係部局、環境関係部局、医療関係部局等とも十分連携の上、社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いいたします。

(参考)

「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告（平成 28 年 5 月 13 日）のうち厚生労働省関連事項（社会福祉施設等関係）抜粋

4 建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握

(1) アスベスト使用実態調査の適切な実施及び拡充

ア 吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握、除去等の推進

(エ) 社会福祉施設等

厚生労働省は、平成 17 年度に、県市を通じ、8 年度以前に竣工した社会福祉施設等について、主にレベル 1 のアスベスト含有建材の使用実態調査を実施し、その後、フォローアップ（以下、フォローアップを含め「社会福祉施設等アスベスト使用実態調査」という。）を実施している。

36 県市における社会福祉施設等アスベスト使用実態調査の実施状況を調査したところ、次のとおり、i) 使用実態調査が適切に行われていないもの、ii) 使用された建材の分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていないものがみられた。

(使用実態調査が適切に行われていないもの)

調査した 36 県市においては、厚生労働省の調査要領に沿って社会福祉施設等アスベスト使用実態調査が行われていたが、一部の県市において、次のとおり、適切に行われていない例がみられた。

① 厚生労働省のフォローアップ調査について、施設管理者等に照会せず、前回報告をそのまま流用して報告するなど、適切に実施されていないもの（5 県市）

② 厚生労働省が、平成 20 年 5 月に新 3 種アスベストの使用実態を含めて調査するよう通知しているにもかかわらず、それ以降、当該調査を行っていない、又は調査の実施の有無を確認できないもの（3 県市）

なお、このような事態が発生している理由について、調査した県市では、担当者が調査の実施を失念したこと、事務量の増加を懸念して調査を実施していないこと、関係資料が散逸していること等を挙げている。しかしながら、施設利用者等のアスベストによる健康被害を未然に防止する上で、アスベスト含有建材の有無を的確に把握することは極めて重要であり、改善が求められる。

(使用された建材の分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていないもの)

社会福祉施設等アスベスト使用実態調査の結果(平成27年6月5日公表)によると、飛散・ばく露のおそれと判明したアスベスト建材については、調査した36県市の全ての施設で除去等の措置が完了しているが、このうち27県市では分析調査が必要な施設が残っており、その数は、①1施設以上10施設未満が13県市、②10施設以上50施設未満が8県市、③50施設以上100施設未満が3県市、④100施設以上が3県市で、合計1,038施設となっている。

こうした分析調査が未了となっている施設について、厚生労働省は、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の第5回フォローアップ調査結果の公表等について(通知)」(平成27年6月5日付け雇児発0605第1号・社援発0605第1号・障発0605第1号・老発0605第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援護局障害保健福祉部長及び同老健局長連名通知)において、県市に対し、分析調査の実施時期を把握し、施設の管理者等が適切な措置を講ずるよう指導を徹底することを依頼している。

今回、上記1,038施設の中から819施設(主に保育所、高齢者向けのデイサービスセンター、小規模作業所等)を抽出し、県市による分析調査の実施に関する指導状況を調査したところ、特段の指導を行っていないものが13県市に所在する516施設(抽出した819施設の63%)みられた。

指導が未実施となっている理由について、調査した県市では、民間施設が多く、また、明確な指導権限もないため、費用負担を伴う分析調査を行うよう指導することは難しいこと(8県市)等を挙げている。しかしながら、施設利用者のアスベストによる健康被害を未然に防止する上で、アスベスト含有建材の有無を確定させることは極めて重要であり、アスベストによる健康被害のリスクを十分に説明し、適切な対応が講じられるよう、指導していく必要があると考えられる。

【所見】

したがって、厚生労働省及び国土交通省は、病院、社会福祉施設等及び民間建築物におけるアスベストの使用実態を的確に把握し、その除去等を進める観点から、次の措置を講ずる必要がある。

①(前略)

また、厚生労働省は、県市に対し、新3種アスベストの使用実態の把握を含め、社会福祉施設等アスベスト使用実態調査を適切に実施し、その関係資料を確実に保存するよう周知徹底するとともに、分析調査が未了の施設において適切な対応が講じられるよう、改めて指導の徹

底を図るよう要請すること。

イ アスベスト含有保温材等の使用実態の把握等

(イ) 病院及び社会福祉施設等

病院及び社会福祉施設等については、調査対象県市ではアスベスト含有保温材等の使用状況を調査しているものはみられなかった。

その理由について、調査対象県市は、①平成 26 年 3 月に石綿則が改正されたこと等の状況を承知していないことのほか、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査を行う場合、②厚生労働省から調査の実施について要請がないこと、③当該調査の実施に伴う施設所有者の負担や専門家による調査を行うための県市の経費負担が生じること等を挙げている。

既にアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査が行われている学校施設等や地方公共団体所有施設の一部に対する調査結果をみても、アスベスト含有保温材等の使用が一定程度認められ、その損傷、劣化等によるばく露のおそれ指摘されており、これらの状況に鑑みると、地方公共団体所有施設、病院、社会福祉施設等について石綿則の遵守の徹底等に関する注意喚起やアスベスト含有保温材等の使用状況の把握とその損傷、劣化等の点検を進めていくことが必要と考えられる。

【所見】

したがって、総務省及び厚生労働省は、アスベスト含有保温材等の劣化、損傷等による施設利用者等の健康被害の発生を未然に防止する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① (略)

② 厚生労働省は、県市に対し、病院及び社会福祉施設等の所有者等に石綿則の遵守の徹底等について注意喚起するよう要請するとともに、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施を要請すること。

※本勧告の全文は、こちらの URL からご覧になれます

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/104144.html

雇児発0930第2号
社援発0930第12号
障 発0930第2号
老 発0930第13号
平成28年9月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
(熊本県知事及び熊本市市長を除く)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

厚生労働省老健局長
(公印省略)

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について（依頼）

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査について」（平成26年1月29日付事務連絡）などにより、従来から吹付けアスベスト（石綿）等の使用実態に関する調査の実施をお願いしてきたところですが、今般、総務省行政評価局から、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告（以下「勧告」という。）が行われ、社会福祉施設等において、吹付けアスベスト（石綿）等のみならず、アスベスト（石綿）含有保温材等の使用実態に関する調査についても実施すべき旨の指摘がなされました。この勧告を踏まえ、入所者及び職員等の安全対策に万全を期すために、下記のとおり、改めて「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査」を実施することといたしましたので、ご協力をお願いします。

なお、平成 28 年熊本地震の影響により、熊本県内の社会福祉施設等については、現時点で調査の実施が困難であると考えられることから、今回の調査は対象外とすることを申し添えます。

記

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について

（１）使用実態調査の実施について

総務省行政評価局からの勧告を受け、入所者及び職員等の安全対策に万全を期すために、改めて「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査」を実施することとしました。

本調査の実施に当たっては、貴都道府県・指定都市・中核市の労働関係部局、建築関係部局、環境関係部局、医療関係部局等と十分連携の上、管内の社会福祉施設等に対し、依頼を行うとともに、（別添）「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査実施要領」に基づき実施していただくようお願いいたします。

なお、本調査の結果については公表を行うこととしている旨を申し添えます。

【備考】これまでの調査内容からの見直し事項

①「調査対象建築物等」の変更

変更前	平成 8 年度以前に竣工した建築物
変更後	平成 18 年 9 月 1 日以後に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他の工作物

②「調査対象建材」の変更

変更前	吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有断熱材の一部
変更後	吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材、耐火被覆材及び断熱材

※これまでの調査では、調査対象施設（調査対象建築物等を有する施設）のうち、直近に実施した調査の結果において、「ばく露のおそれのある施設」、「分析予定の施設」及び「未回答の施設」とされた施設を対象としてフォローアップ調査を実施していましたが、今回の調査では、改めて全ての調査対象施設に対し、調査を実施することとします。

(2) 調査に当たっての留意点について

上記(1)のとおり、今回の調査においては、改めて全施設を対象に調査を行うことといたしますが、施設において分析調査及びアスベスト(石綿)含有建材の除去等の措置が行われているか否かに関わらず、調査実施期間の範囲で、可能な限り施設の現状把握を適切に行っていただきますようお願いいたします。

また、同日付け事務連絡「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について(依頼)」に記載のとおり、使用実態調査に係る関係資料を適切に保存していただくとともに、分析調査及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了の場合には、管内の社会福祉施設等の管理者等に対し、適切な対応が講じられるよう、指導を徹底していただきますよう併せてお願いいたします。

なお、今回の調査後に、フォローアップ調査を実施いたしますので、引き続きご協力をお願いします。

(3) 調査実施後の対応について

今回の調査結果において、「ばく露のおそれのある施設」、「分析予定の施設」及び「未回答の施設」を有する都道府県・指定都市・中核市に対し、その後の指導の状況等について報告を求める場合もありますので、御了知ください。

○第三者評価の受審件数・公表件数

全国社会福祉協議会 政策企画部調べ

(1)都道府県別の受審数

No.	都道府県	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	都道府県別 累計 実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	28	14	24	57	13	196
2	青森県	5	19	34	12	19	26	14	11	22	20	18	200
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	28	19	24	19	15	221
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	6	3	13	24	18	77
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	7	6	8	14	2	47
6	山形県	0	2	2	1	4	2	3	0	5	11	0	30
7	福島県	0	0	3	8	9	6	3	3	15	17	8	72
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	0	0	3	23	1	41
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	8	8	29	26	31	144
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	4	7	10	9	8	96
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	17	27	34	46	39	290
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	56	35	71	77	107	554
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	2,358	2,613	2,762	2,891	2,990	23,903
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	170	180	225	173	274	1,708
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	23	10	14	22	9	130
16	富山県	9	18	7	4	2	6	5	2	4	4	12	73
17	石川県	0	42	38	32	21	13	11	6	8	23	2	196
18	福井県	0	3	2	4	4	5	4	6	8	9	9	54
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	5	6	6	6	2	56
20	長野県	2	15	9	29	16	15	37	24	19	39	41	246
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	15	17	22	18	23	155
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	12	15	30	39	31	350
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	85	92	95	105	100	768
24	三重県	19	7	13	13	13	8	6	9	26	18	12	144
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	3	3	4	14	12	49
26	京都府	80	115	254	185	192	207	197	216	221	262	268	2,197
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	50	72	85	151	86	745
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	41	32	71	104	57	529
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	1	1	4	11	1	25
30	和歌山県	0	0	2	10	4	2	2	2	3	15	5	45
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	28	19	32	42	25	249
32	島根県	0	1	4	1	2	1	5	1	3	5	2	25
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	0	3	6	18	7	37
34	広島県	0	0	0	1	16	21	12	15	32	34	12	143
35	山口県	41	39	25	14	10	14	14	5	15	14	12	203
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	3	1	5	14	0	35
37	香川県	0	0	8	2	5	5	7	6	6	7	4	50
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	14	17	42	18	11	138
39	高知県	0	2	1	3	1	0	0	3	5	6	3	24
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	6	9	21	45	13	130
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	0	1	1	16	2	30
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	8	12	18	22	28	123
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	28	50	53	47	63	356
44	大分県	11	14	18	14	6	7	11	6	8	18	13	126
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	4	5	7	14	8	41
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	7	1	6	40	22	101
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	3	5	7	12	4	42
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	3,349	3,598	4,132	4,619	4,423	35,194

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外

※平成24年度から、全国認証の評価機関が評価実施した社会的養護関係施設の受審数を「都道府県集計」に合算して総括表(本表)を作成

※平成26年度受審数の修正:社会的養護関係施設の受審数についての追加を踏まえ修正(合計4,618件→4,619件)

(2)主な施設・サービス別の受審数・受審率と累計

全国社会福祉協議会 政策企画部調べ

区分	主な施設・サービス種別	平成27年度 受審数	全国施設数 ※1	受審率	平成27年度迄の 累計受審数
高齢者	特別養護老人ホーム	484	7,551	6.41%	4,876
	養護老人ホーム	36	957	3.76%	462
	軽費老人ホーム	31	2,264	1.37%	359
	訪問介護	100	34,823	0.29%	981
	通所介護	251	43,406	0.58%	2,421
	小規模多機能居宅介護	103	4,969	2.07%	692
	認知症対応型共同生活介護	476	12,983	3.67%	3,753
障害者	身体障害者療護施設 ※2	—	—	—	130
	身体障害者更生施設 ※2	—	—	—	61
	身体障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	88
	身体障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	87
	知的障害者入所更生施設 ※2	—	—	—	557
	知的障害者通所更生施設 ※2	—	—	—	167
	知的障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	20
	知的障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	369
	精神障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	1
	精神障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	16
	居宅介護	5	22,429	0.02%	16
	生活介護	126	6,496	1.94%	620
	自立訓練（機能訓練）	0	432	0.00%	7
	自立訓練（生活訓練）	7	1,361	0.51%	37
	就労移行支援	19	3,146	0.60%	81
	就労継続支援（A型）	12	3,018	0.40%	53
	就労継続支援（B型）	151	9,431	1.60%	696
	共同生活援助	22	6,762	0.33%	126
	障害者支援施設（施設入所支援＋日中活動事業） 多機能型	189	2,559	7.39%	835
	多機能型	124	—	—	491
児童	保育所	1,329	23,312	5.70%	9,708
	幼保連携型認定子ども園	4	1,930	0.21%	4
	地域型保育事業	4	2,740	0.15%	4
	その他保育事業	257	—	—	257
	児童養護施設 ※3	103	609	16.91%	1,383
	乳児院 ※3	19	134	14.18%	257
	情緒障害児短期治療施設 ※3	3	40	7.50%	55
	児童自立支援施設 ※3	8	58	13.79%	71
	母子生活支援施設 ※3	26	235	11.06%	453
	自立援助ホーム	8	123	6.50%	31
	ファミリーホーム	0	257	0.00%	0
	児童館	4	4,613	0.09%	32
	知的障害児施設 ※2	—	—	—	136
	知的障害児通園施設 ※2	—	—	—	55
	肢体不自由児施設 ※2	—	—	—	84
	重症心身障害児施設 ※2	—	—	—	66
	児童発達支援センター	14	467	3.00%	28
	医療型児童発達支援センター	7	106	6.60%	15
	児童発達支援事業	9	3,942	0.23%	17
	放課後等デイサービス	7	6,971	0.10%	9
	障害児多機能型	1	—	—	5
	障害児入所施設（福祉型）	17	267	6.37%	38
	障害児入所施設（医療型）	12	200	6.00%	18
他	婦人保護施設	5	47	10.64%	61
	救護施設	17	185	9.19%	200
	その他 ※4	433	—	—	4,205
合計		4,423			35,194

※1 全国施設数は「平成27年社会福祉施設等調査報告」（平成27年10月1日現在）、「平成27年介護サービス施設・事業所調査」（平成27年10月1日現在）、「認定子ども園の数について（平成28年4月1日現在）」における平成27年の幼保連携型認定子ども園数、「地域型保育事業の件数について（平成27年4月1日現在）」、「福祉行政報告例」（平成27年3月31日現在）、「社会的養護の推進に向けて（平成28年11月）」における自立援助ホーム数（平成27年10月1日現在）を参照した

※2 平成24年度までの施設・サービス種別

※3 全国推進組織が認証する評価機関が実施した件数と、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数を合算して集計

※4 以下のものを含む。「短期入所生活介護」「福祉用具貸与」「高齢者・その他」「障害者・その他」「その他障害児支援」「児童・その他」「更正施設」「授産施設」「宿所提供施設」「その他のサービス・その他」

(3)都道府県別の評価結果の公表状況

全国社会福祉協議会 政策企画部調べ

No.	都道府県	HPへの公表※1		「公表あり」の内訳:公表方法				合計
		公表あり	公表なし※2	推進組織HP のみに掲載	WAMネット のみに掲載	WAMネットと 推進組織HPの 双方に掲載※3	その他	
1	北海道	12	0	0	0	12	0	12
2	青森県	16	0	0	0	16	0	16
3	岩手県	10	0	10	0	0	0	10
4	宮城県	17	0	0	0	17	0	17
5	秋田県	2	0	0	2	0	0	2
6	山形県	0	0	0	0	0	0	0
7	福島県	8	0	0	0	8	0	8
8	茨城県	1	0	0	0	1	0	1
9	栃木県	30	0	30	0	0	0	30
10	群馬県	3	0	3	0	0	0	3
11	埼玉県	35	0	35	0	0	0	35
12	千葉県	102	0	0	0	102	0	102
13	東京都	2,990	0	2,990	0	0	0	2,990
14	神奈川県	269	0	0	0	269	0	269
15	新潟県	8	0	0	0	8	0	8
16	富山県	12	0	12	0	0	0	12
17	石川県	2	0	2	0	0	0	2
18	福井県	9	0	0	9	0	0	9
19	山梨県	1	0	0	1	0	0	1
20	長野県	34	0	0	0	34	0	34
21	岐阜県	21	0	0	0	21	0	21
22	静岡県	31	0	31	0	0	0	31
23	愛知県	94	0	94	0	0	0	94
24	三重県	11	0	11	0	0	0	11
25	滋賀県	12	0	12	0	0	0	12
26	京都府	267	0	267	0	0	0	267
27	大阪府	86	0	0	0	0	86	86
28	兵庫県	55	0	0	55	0	0	55
29	奈良県	1	0	0	0	1	0	1
30	和歌山県	0	4	0	0	0	0	4
31	鳥取県	25	0	0	0	25	0	25
32	島根県	1	0	0	0	1	0	1
33	岡山県	7	0	0	7	0	0	7
34	広島県	11	0	0	11	0	0	11
35	山口県	11	0	0	0	11	0	11
36	徳島県	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	3	1	0	0	3	0	4
38	愛媛県	11	0	0	0	11	0	11
39	高知県	0	0	0	0	0	0	0
40	福岡県	10	0	10	0	0	0	10
41	佐賀県	2	0	0	0	2	0	2
42	長崎県	26	0	0	0	26	0	26
43	熊本県	63	0	0	0	63	0	63
44	大分県	9	2	0	9	0	0	11
45	宮崎県	6	0	0	0	6	0	6
46	鹿児島県	21	0	0	0	21	0	21
47	沖縄県	2	0	2	0	0	0	2
合計		4,347	7	3,509	94	658	86	4,354
割合		99.8%	0.2%	80.6%	2.2%	15.1%	2.0%	—

※ 社会的養護関係施設については、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数のみ集計

※1 「HPへの公表(公表あり+公表なし)」は「受審数(H27年度)」と一致

※2 受審施設・事業所からの同意を得られなかった場合など、評価結果を公表していない件数

※3 WAMネットに掲載するとともに、推進組織HPに評価結果データを掲載している場合(WAMネットの評価結果のリンクを含む)

(4)主な施設・サービス別の評価結果の公表状況

全国社会福祉協議会 政策企画部調べ

	区分	サービス種別	HPへの公表		「公表あり」の内訳：公表方法				合計
			公表あり	公表なし	推進組織HP のみに掲載	WAMネット のみに掲載	WAMネットと 推進組織HPの 双方に掲載	その他	
1	高齢者	特別養護老人ホーム	484	0	387	20	56	21	484
2		養護老人ホーム	36	0	29	1	6	0	36
3		軽費老人ホーム	31	0	20	0	9	2	31
4		訪問介護	99	1	82	10	7	0	100
5		通所介護	251	0	204	8	35	4	251
6		短期入所生活介護	92	0	78	0	14	0	92
7		福祉用具貸与	6	0	6	0	0	0	6
8		小規模多機能型居宅介護	103	0	100	0	3	0	103
9		認知症対応型共同生活介護	476	0	475	0	1	0	476
10		高齢者対象その他	264	1	216	0	39	9	265
		その他のサービス種別名:							
		小計	1,842	2	1,597	39	170	36	1,844
11	障害者	居宅介護	5	0	5	0	0	0	5
12		生活介護	126	0	107	2	16	1	126
13		自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0	0
14		自立訓練(生活訓練)	7	0	7	0	0	0	7
15		就労移行支援	19	0	16	0	2	1	19
16		就労継続支援(A型)	12	0	9	1	2	0	12
17		就労継続支援(B型)	150	1	134	4	12	0	151
18		共同生活援助	22	0	9	0	13	0	22
19		障害者支援施設(施設入所支援+日中活動事業)	189	0	131	14	44	0	189
20		多機能型	124	0	113	7	4	0	124
21		障害者対象その他	56	0	52	0	4	0	56
		その他のサービス種別名:							
		小計	710	1	583	28	97	2	711
22	児童(障害児含む)	保育所	1,325	4	889	20	370	46	1,329
23		幼保連携型認定こども園	4	0	1	2	1	0	4
24		地域型保育事業	4	0	3	0	0	1	4
25		その他保育事業	257	0	257	0	0	0	257
26		児童養護施設	60	0	57	1	2	0	60
27		乳児院	9	0	9	0	0	0	9
28		情緒障害児短期治療施設	0	0	0	0	0	0	0
29		児童自立支援施設	3	0	2	0	1	0	3
30		母子生活支援施設	18	0	18	0	0	0	18
31		自立援助ホーム	8	0	8	0	0	0	8
32	ファミリーホーム	0	0	0	0	0	0	0	
33	児童館	4	0	4	0	0	0	4	
34	障害児支援	児童発達支援センター	14	0	10	0	4	0	14
35		医療型児童発達支援センター	7	0	5	0	2	0	7
36		児童発達支援事業	8	0	8	0	0	0	8
37		放課後等デイサービス	7	0	6	0	1	0	7
38		障害児多機能型	1	0	1	0	0	0	1
39		障害児入所施設(福祉型)	16	0	12	0	3	1	16
40		障害児入所施設(医療型)	12	0	11	0	1	0	12
41		その他障害児支援	2	0	1	0	1	0	2
		「その他障害児支援」のサービス種別名:							
42	児童対象その他	0	0	0	0	0	0	0	
		その他のサービス種別名:							
		小計	1,759	4	1,302	23	386	48	1,763
43	その他のサービス	婦人保護施設	5	0	3	1	1	0	5
44		救護施設	17	0	10	3	4	0	17
45		更生施設	9	0	9	0	0	0	9
46		授産施設	0	0	0	0	0	0	0
47		宿所提供施設	5	0	5	0	0	0	5
48	その他の施設・サービス	0	0	0	0	0	0	0	
		その他のサービス種別名:							
		小計	36	0	27	4	5	0	36
		計	4,347	7	3,509	94	658	86	4,354

※ 社会的養護関係施設については、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数のみ集計